

高岡市 窓口案内・予約システム導入業務 公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、高岡市が窓口案内・予約システムの導入を行うための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 目的

高岡市では、書かないワンストップ窓口（書かない・待たない・迷わない）を推進している。さらなる窓口利用者の利便性向上・手続き時間の短縮等を図るため、窓口案内・予約システムの導入を行うものである。

システムの導入にあたっては、事業効果を最大限にするため、価格のみによる競争ではなく、機能、業務改善につながる提案、サポート体制のほか、本市の求めるユーザーインターフェイスを兼ね備えたシステムを総合的に審査した上で、最適な事業者を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

高岡市窓口案内・予約システム導入業務

(2) システムの概要及び仕様

別紙1「高岡市 窓口案内・予約システム導入業務 仕様書」のとおり

(3) 履行期限

令和7年7月31日（木）まで

(4) 提案限度額

21,310,000円（税込）

※ 令和7年8月以降のシステムの利用及び保守等に係る費用については、本調達には含まない。

（別途、単年度による契約を行う。）

※ 当該システムに係る通信回線の整備及び通信料は、本調達には含まない。

3 プロポーザル参加資格要件

参加表明書の提出時において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- (2) 高岡市の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申し立てをしていない者であること。
ただし、手続開始の決定後であって、本件入札に参加することについて支障がないと認められる者を除く。

- (4) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 直近5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）で、人口10万人以上の自治体に対し、提案するシステムを導入した実績があること。

4 プロポーザル実施スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

項 目	日 程
(1) 実施要領の公表	令和7年4月11日（金）
質問の受付期限	令和7年4月18日（金）午後5時まで
質問の回答	令和7年4月22日（火）
(2) 参加表明書の提出期限	令和7年4月30日（水）午後5時まで
(3) 提案書等提出期限	令和7年5月9日（金）午後5時まで
(4) 一次審査	令和7年5月13日（火）
一次審査結果通知	令和7年5月14日（水）
(5) 二次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年5月21日（水）
二次審査結果通知	令和7年5月23日（金）
契約締結	令和7年6月初旬を予定

5 各項目の事務手続き

本プロポーザルに関する事務局は次のとおりとする。

933-8601 富山県高岡市広小路7番50号
 高岡市 生活環境文化部 市民課 総務係
 T E L : 0766-20-1333
 e-mail : shimin@city.takaoka.lg.jp
 担 当 : 板本（いたもと）

(1) 質問の受付及び回答

提出期限：令和7年4月18日（金）午後5時まで

提 出 先：事務局あて

提出方法：電子メールによる（電話受付不可）

ア プロポーザル内容等についての事前説明会は行わない。

イ 質問書の様式は任意とする。

ウ 質問の受付期限後に提出されたものは一切受け付けない。

(2) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は参加表明書等を次のとおり提出すること。

提出期限：令和7年4月30日（水）午後5時まで（必着）

提出先：事務局あて

提出方法：PDFデータを電子メールで提出すること。

提出書類：・参加表明書（様式第1号） 1部
・会社概要書（様式第2号） 1部
・参加資格要件確認票（様式第3号） 1部
・導入実績書（様式第4号） 1部
・納税証明書の写し（高岡市の入札参加資格をもつ場合は不要） 1部

(3) 提案書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、提案書を次のとおり提出すること。

提出期限：令和7年5月9日（金）午後5時まで（必着）

提出先：事務局あて

提出方法：PDFデータを電子メールで提出すること。

提出書類：・提案書表書（様式第5号） 1部
・提案書（任意の様式） 1部
・見積書（様式第6号） 1部

※ PDFデータが10MBを超える場合は、電子メールではなく、本市の指定するURLへのアップロードを依頼するため、事前に事務局へ連絡すること。

(4) 一次審査（書類審査）

提出書類の書類審査を行う。一次審査の結果は電子メールにて通知する。

通知日（予定）：令和7年5月14日（水）

(5) 二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査通過者に対して、次のとおり二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。詳細については、改めて連絡するものとする。

実施日時（予定）：令和7年5月21日（水）

実施形式（予定）：オンライン（※オンライン会議ツールは各事業者にて準備すること。）

実施方法等：プレゼンテーションの持ち時間は、30分以内（時間厳守）とする。

そのほか、提案内容について確認や質疑をするため、15分程度ヒアリングを行う。

その他留意事項：

ア 運用や操作のイメージができるようデモンストレーションを含むこと。

イ プレゼンテーションは、1提案者につき5名までの参加を認める。

ウ システムの技術担当者及び導入責任者は必ず参加すること。

エ 提案書に記載のない提案については、プレゼンテーションを行わないこと。

オ プレゼンテーションでは、企業名を伏せて説明を行うこととする。プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。

カ 第二次審査の結果については、次のとおり電子メールにて通知する。

通知日（予定）：令和7年5月23日（金）

6 提案書の作成について

(1) 全般事項

- ア 提案書は、A4 版、横書き、左綴じ、文字の大きさは基本 10.5 ポイント以上とし、ページ数は 30 ページ以内とすること。
- イ 提案書は、適切にページ番号を記載すること。
- ウ 提案書には、提案書表書（様式第 5 号）を付けること。
- エ 提案書には、企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。

(2) 記載事項

- ア 提案するシステムについて
 - ・システムの特長やシステムの導入により市民や職員へどのような課題解決や効果が見込まれるかについて記載すること。
- イ システムの構成
 - ・機器構成やセキュリティ対策について記載すること。
- ウ 導入体制・スケジュール
 - ・導入体制、本市が実施すべき事項やスケジュールについて記載すること。
- エ システム保守について
 - ・平常時の保守受付方法、サポート範囲、対応時間、サポート体制について記述すること。
 - ・障害発生時の復旧対応、緊急時のサポート体制についても記述すること。
- オ 職員サポートについて
 - ・操作研修（オンライン開催や現地開催の可否）、職員向けのヘルプデスクの有無、操作者向けマニュアルやシステム管理者向けマニュアル提供等について記載すること。

7 見積書の作成について

下記について、見積書（様式第 6 号）を記載し提出すること。ただし、明細や単価が把握できるように A 4 版任意の様式にて積算内訳を添付すること。

(1) イニシャルコスト

- 窓口案内・予約システム導入業務委託費用（本調達）
 - ア 窓口案内・予約システム導入作業費
 - イ 窓口案内・予約システム導入にかかる機器一式
 - ウ 窓口案内・予約システム導入にかかるソフトウェア一式
 - エ その他（ア～ウ以外でシステム導入に伴い必要となる初期費用）

(2) ランニングコスト

ランニングコストは本調達には含まないが、審査の対象とするため次の項目について算出すること。

- ア 窓口案内・予約システム利用料（年額）
- イ その他（アに含まれない機器保守料など）（年額）

8 審査と選定について

(1) 審査方法

高岡市が設置する窓口案内・予約システム導入業務受託候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が選定を行う。審査基準については、別紙2「審査基準」を参照すること。

(2) 優先交渉権者の決定

審査点と価格点の総合得点が最も高い事業者を最優先交渉権者として選定する。なお、審査結果が同点になった場合は審査点が高い者を優先する。審査点も同じ場合は、委員による多数決により、最優先交渉権者を特定する。

なお、提案事業者が1者となった場合でも、審査を行い、選考委員会にて本業務を実施するに相応しい事業者であると判断した場合は、最優先交渉権者とする。

(3) 選定結果の公表

選定結果については、高岡市公式ホームページで公表する。

9 契約について

契約書は、導入作業委託、機器一式購入の複数契約になるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類の差替、追加等は認められない。
- (5) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 参加表明書、提案書等の提出の後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、事務局まで申し出ること。
- (7) 本プロポーザルで知り得た本市の機密情報等を本プロポーザル終了後も含め、本プロポーザル以外の目的で使用したり、複写・複製や不正使用等は行わないこと。
- (8) 情報公開請求があった場合は、本提案に係る提案書等について公開となり得る。

以 上